

週休 2 日制適用工事実施要綱改正について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正に伴い示された、公共工事の品質確保のための担い手の育成・確保を図るための取り組みの一つとして、「週休 2 日制適用工事 実施要綱」を一部改正し、令和 7 年 5 月 15 日以降に公告（指名競争においては、指名通知）する工事より適用する。

以 上

総務部契約管財室指導検査課扱い